

公益財団法人 福中・福高同窓会奨学財団 寄附金等取扱規程

(目 的)

第1条 この規程は、公益財団法人福中・福高同窓会奨学財団（以下「当財団」という。）が受領する寄附金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(寄附金の種類及び募集)

第2条 当財団が受領する寄附金の種類は次のとおりとする。

- (1) 一般寄附金 寄附者が用途を特定せずに寄附した寄附金
- (2) 特別寄附金 寄附者が寄附の申込にあたり、あらかじめ用途を指定した寄附金
- (3) 特定寄附金 当財団が、募集にあたりあらかじめ用途を特定するもので、募集理由、募集期間、資金用途等必要な事項を開示したうえで募集する寄附金

2 この規程における寄附金には、金銭のほか金銭以外の財産権を含むものとする。

3 当財団は、常時、一般寄附金を募ることができる。

4 当財団は、随時、特別寄附金を受領することができる。ただし、その用途が第

4

条第2号に掲げる事項に該当する場合はこの限りでない。

(特定寄附金の募集)

第3条 特定寄附金を募集するときは、募集総額、募集期間、募集対象、募集理由、次条に定める資金用途及びその他必要な事項を説明した書面（以下「募金目論見書」という。）を理事会に提出し、承認を得なければならない。

- 2 特定寄附金を募集するときは、募金目論見書を募金の対象者に事前に交付しなければならない。ただし、ホームページ等において募金目論見書を公開し、こ

れ

に賛同して寄附した者に対しては事後に交付することができる。

(寄附金の受入制限)

第4条 寄附金が次の各号に該当する場合若しくはそのおそれがあると認められる場合には、当財団は当該寄附金の受領を辞退しなければならない。

- (1) 法令に抵触するときのほか、当財団の業務遂行上支障があると認められるとき及び寄附金を受け入れるには社会通念上不相当と認められるとき
- (2) 第2条第1項に掲げる特別寄附金について、その用途が定款第3条に定める当財団の目的の達成に資するものでないとき

(寄附金の使途等)

第5条 一般寄附金は、その70%を定款第4条に定める公益目的事業に使用し、残額を管理費に使用することができるものとする。ただし、管理費に使用できる金額について、管理費に充当してもなお残余があるときは、公益目的事業に使用することができるものとする。

- 2 特別寄附金は、その全額を寄附者が指定する使途に使用するものとする。
- 3 特定寄附金は、適正な募集経費を控除した残額を、寄附金募集にあたって特定した使途に使用するものとする。なお、適正な募集経費は募集総額の30%以下でなければならない。
- 4 前3項については、寄附者にこの規程を示し、了解を得るものとする。

(受領書等の送付)

第6条 当財団が寄附金を受領したときは、遅滞なく、寄附者に対して受領書、礼状その他必要な書類を寄附者に送付するものとする。

- 2 前項の受領書には、本財団の公益目的事業に関連する寄附金である旨、寄附金額及び受領年月日等を記載するものとする。

(募金に係る結果の報告)

第7条 本財団は、特定寄附金の募集期間終了後速やかに、寄附金総額、使途予定その他必要な事項を記載した報告書を寄附者に交付するものとする。ただし、ホームページ上の公開に代えることができる。

- 2 本財団は、特定寄附金の支出が完了したときは、当該寄附金の収支に係る収支報告書及び当該支出による効果などを記載した報告書を寄附者に交付するものとする。ただし、ホームページ上の公開に代えることができる。

(情報公開)

第8条 当財団が受領する寄附金については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第22条第5号各号に定める事項について、事務所への備置及び閲覧等の措置を講じるものとする。

(個人情報保護)

第9条 寄附者に関する個人情報については、個人情報保護法の規程に基づき、細心の注意を払って情報管理に努めるものとする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の決議をもって行うものとする。

附則

この規程は、平成30年4月1日より施行する。

平成30年6月6日制定